

周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）の一部変更案の新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

改正案	現行												
<p>第1 総則</p> <p>（略）</p> <p>2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 643 1084 1145"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 643 434 683">無線局の目的</th> <th data-bbox="443 643 1084 683">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 689 434 1106">電気通信業務用</td> <td data-bbox="443 689 1084 1106">電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 1112 434 1145">（略）</td> <td data-bbox="443 1112 1084 1145">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>別表 1～5 （略） <u>6 免許を要しない無線局関連</u> 別表6-1-1 （略）</p>	無線局の目的	無線局の範囲	電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）	（略）	（略）	<p>第1 総則</p> <p>（略）</p> <p>2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 643 2069 1145"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 643 1429 683">無線局の目的</th> <th data-bbox="1438 643 2069 683">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 689 1429 1106">電気通信業務用</td> <td data-bbox="1438 689 2069 1106">電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第90条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1112 1429 1145">（略）</td> <td data-bbox="1438 1112 2069 1145">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>別表 1～5 （略） <u>6 免許を要しない無線局関連</u> 別表6-1-1 （略）</p>	無線局の目的	無線局の範囲	電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第90条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）	（略）	（略）
無線局の目的	無線局の範囲												
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）												
（略）	（略）												
無線局の目的	無線局の範囲												
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第90条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）												
（略）	（略）												

別表 6-1-2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz
40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz
72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz 72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz
72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz
73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz

別表 6-2～別表 6-3-8 (略)
7～8 (略)

別表 6-1-2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz
40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz
72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz 72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz
72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.24MHz 73.26MHz 73.28MHz 73.30MHz 73.32MHz

別表 6-2～別表 6-3-8 (略)
7～8 (略)